

にかほ市狂犬病予防注射 2 次巡回日程

飼い犬には、年に一度の狂犬病予防注射が必要です。必ず受けさせましょう。市に登録している犬で4月の注射を受けていない飼い主の方には、集合注射受診ハガキを送付します。予防注射を受ける際には、ハガキと料金（1頭3,500円）を持参してください。つり銭のないよう協力をお願いします。

今年度の集合注射は今回で最後となります。注射を受けさせられない方は、動物病院で受けさせていただきます。（動物病院では料金が異なります）

※近くの会場で受けられない場合は、他地域の会場で受けることもできます。

※登録していない飼い犬は、登録手続後の注射になります。（登録手数料は1頭3,000円）

※自宅往診は行いません。



薬剤散布のお知らせ

令和7年度松くい虫防除対策事業として、地上散布と無人航空機による薬剤散布を行います。区域によっては住宅や畑地付近の散布になりますが、風のある時は散布をしない等、極力飛散させないように注意を払います。散布する薬剤は、人体や環境への影響はほとんどありませんのでご理解とご協力をお願いします。

散布方法	散布予定日	散布回数	使用薬剤
①地上散布	6 / 13 (金)～6 / 20 (金)	1 回	ヤシマモリエートマイクロカプセル
②無人航空機散布	6 / 13 (金)～6 / 20 (金)	1 回	ヤシマモリエートマイクロカプセル

※使用する薬剤はいずれも有機リン系ではありません。散布予定日は天候等により変更する場合があります。

①地上散布（散布区域）

- ▶にかほ市 ・仁賀保高校周辺・象潟町字荒屋下地内・象潟町字上狐森地内・象潟町字鳥の海、象潟町関字鳥屋森地内・洗釜ぐみの木会館墓地周辺・象潟町大須郷字大道下国道付近
- ▶秋 田 県 ・金浦字赤石、下谷地、象潟町字中谷地地内・象潟町字入湖ノ澗地内・象潟町字上狐森地内、象潟町関字建石地内・象潟町関字西大坂、象潟町西中ノ沢字干場地内、象潟町大砂川字下橋、釜道地内・象潟町小砂川字ツツカケ地内（三崎公園周辺）
- ▶東日本旅客鉄道㈱ ・象潟町字立石地内
- ②無人航空機散布（散布区域）
- ▶にかほ市 ・青松苑周辺・観音潟周辺・九十九島



にかほ市会計年度任用職員募集

問 総務課 人事秘書班 ☎ 43－7507

▶応募期限 6月11日(水)・17:00 ※勤務形態等の詳細は、担当課へ直接問い合わせください。

▶応募方法 指定用紙により応募 ※総務課人事秘書班、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班に備え付けおよび右記の市HPよりダウンロードできます。



職種	勤務地（担当課）	人数	報酬	雇用期間	勤務形態	保険	応募条件
海水浴場監視員	平沢・赤石浜海水浴場（観光課 ☎ 43-3230）	6人	7,664円（日額）	7月10日～8月22日	週5日程度 8:30～16:15	なし	雇用開始前に救命講習を受講してもらいます



児童手当

問 こども家庭センター 子育て支援班 ☎ 32－3033

◆児童手当現況届について

にかほ市では、令和4年から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要としています。※ただし次の①から⑦に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。該当となる方には5月下旬に通知しています。

①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地がにかほ市と異なる方

②児童の戸籍や住民票がない方

③離婚協議中で配偶者と別居している方

④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方

⑤単身赴任等で児童と別居している方

⑥多子加算の算定対象者に学生以外がいる方

⑦その他、にかほ市から提出の案内があった方

◆児童手当について

◆児童手当の目的

父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

◆受給資格者

日本国内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方（生計の中心となる方）

※離婚協議中で両親が別居している場合（住民票も別）は、児童と同居の方へ優先的に支給されます。未成年後見人や父母指定者、施設の設置者なども受給資格者となります。

◆支給対象となる児童

国内に住所を有する高校生年代までの児童（満18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）

一令和7年度児童手当支払日一

- ・ 6月6日(金)…（4、5月分）
- ・ 8月7日(木)…（6、7月分）
- ・ 10月7日(火)…（8、9月分）
- ・ 12月5日(金)…（10、11月分）
- ・ 2月6日(金)…（12、1月分）
- ・ 4月7日(火)…（2、3月分）

もの忘れ等でお困りではないですか？

問 地域包括支援センター ☎ 32－3045

認知症は進行性の病気で、気がつかないまま放置すると症状が悪化することがあります。早く気がついて適切な治療を行うことで症状を抑えたり、進行を遅らせたりすることが可能です。地域包括支援センターでは、認知症等の相談に応じるほか、タッチパネルを用いた「脳の健康度チェック」も行っています。希望される方には訪問もできますのでお気軽にご相談ください。

※「脳の健康度チェック」は、認知症を診断するものではありません。

※「脳の健康度チェック」は、インターネット環境があれば誰でも簡単に行えます。右記QRコードからお試ください。

◆支給額

▶児童手当

①0～3歳未満……………月額15,000円

②3歳以上～高校生年代……月額10,000円

③第3子以降（多子加算）…月額30,000円

※第3子の数え方…養育している大学生年代（満22歳到達後最初の3月31日）までの間にある児童の中で数えます。

※大学生年代の子を含めた多子加算の適用を受ける場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出する必要があります。

◆お子さまが生まれたら・転入したら

出生のときは、出生日の翌日から15日以内に申請してください。出生日、転出予定日の翌月分から受給することができます。

◆申請に必要なもの

※すべての手続きで押印が不要となります。

- ・児童手当認定請求書
- ・受給資格者名義の振込口座番号
- ・受給資格者および配偶者のマイナンバーがわかるもの

▶受給資格者が単身赴任等で児童と別居している場合

- ・別居している児童に関する別居監護申立書

▶児童が受給資格者自身の子でない場合

- ・養育についての申立書

▶離婚協議中で父母が別居している場合に、児童と同居している方が申請する場合

- ・児童手当の受給資格にかかる申立書
- ・協議離婚申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など

▶提出先

こども家庭センター、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

